

韓国知的財産ニュース 2013 年 5 月後期

(No. 247)

発行年月日：2013 年 6 月 11 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の全面改正 (5. 28)

関係機関の動き

- 2-1 アイデアの具体化は知的財産情報検索から (5. 16)
- 2-2 ソウル市 個人事業主の特許出願に最大 700 万ウォン支援 (5. 20)
- 2-3 特許庁長 知的財産コンサートを開催 (5. 21)
- 2-4 韓国特許庁 顧客サービス総合推進計画を確立 (5. 23)
- 2-5 韓国特許庁 2012 年度知識財産白書を発刊 (5. 27)
- 2-6 特許を通じて中小企業を支援 (5. 27)
- 2-7 2017 年まで知財専門企業 200 社を育成 (5. 28)
- 2-8 ビジネス・インキュベータを特許で支援する (5. 28)
- 2-9 第 4 回「R&D 知財協議会」総会を開催 (5. 29)
- 2-10 日中韓 知的財産情報サービスで協力 (5. 29)
- 2-11 韓国特許庁 韓国製薬協会と業務協約を締結 (5. 30)
- 2-12 弁理士法 52 年ぶりに全面改正 (5. 30)
- 2-13 半導体産業の第 2 の飛躍を実現するため中小の知財権経営支援 (5. 31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン 米特許合買取専門企業を設立 (5. 23)
- 3-2 「ニセモノ」はアウト！キャンペーン実施 (5. 30)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 海外商標登録のネック TMclass で解消 (5. 21)

- 4-2 2013年4月 商標出願が大幅増加(5.24)

その他一般

- 5-1 マークプロ 知財判例 DB 構築完了(5.20)
- 5-2 美味しい果物 光で分別(5.22)
- 5-3 SF 映画での技術が現実に(5.23)

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の全面改正 (法律第 11848 号)

施行日：2014.7.1、公布日：2013.5.28

□ 改正理由

デザイン創作性の要件を強化してデザイン创作者の権利を保護し、複数デザイン登録出願制度などを見直してデザイン登録出願人の利便性を向上させる一方、「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」の韓国における履行に向け、その手続きと特例を定めるほか、国民が理解しやすいよう複雑な条文を全体的に見直すためである。

□ 主要内容

イ. デザイン创作者の権利保護のために制度を改善

1) デザイン創作性の要件を強化(案第 22 条第 2 項)

デザイン登録出願前に、国内のみならず、海外で広く知られた形状・形・色彩、又は、これらの結合により、容易に創作できるデザインも創作性がないものと見なし、デザイン登録を受けられないようにする。

2) 拡大された先出願主義適用の自己出願の例外を認定(案第 33 条第 3 項但書き新設)

先出願されたデザインの一部と同一か、又は類似する後出願デザインについて、デザイン登録出願人と同一か否かを問わず、デザイン登録を拒絶決定していたが、真の创作者を保護するため、その出願人が同一である場合には、デザイン登録を可能とする。

3) 関連デザイン制度の導入(案第 35 条)

従前の類似デザイン制度を廃止し、基本デザインのみ類似するデザインの独自デザイン権を認める制度の導入により、関連デザインに独自の権利範囲と権利存続期間を付与し、创作者の権利保護を強化する。

4) デザイン権の存続期間を延長(案第 91 条)

国際的にデザイン権の存続期間が延長されている流れを反映する一方、「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」との調和を図るため、設定登録日から 15 年までのデ

デザイン権の存続期間を設定登録日からデザイン登録出願日後の 20 年になる日までとする。

ロ. デザイン登録出願人の利便性を向上するため制度を改善

1)新規性喪失例外主張手続きの見直し(案第 36 条第 2 項)

出願時のみ可能であった新規性喪失例外主張を、拒絶理由通知を受けた場合か、デザイン一部審査登録の異議申立・登録無効審判が提起された場合にも、意見書や、答弁書を提出するときに主張できることとする。

2)複数デザイン登録出願制度の見直し(案第 41 条、及び第 65 条など)

デザイン一部審査登録出願の場合のみ、20 個以内の複数デザイン登録出願が認められていた複数デザイン登録出願制度を見直し、審査登録出願・一部審査登録出願の区分がなく、同じ類に属する物品については、100 個までに複数デザイン登録出願が可能とし、複数デザイン登録出願されたデザインのうち、一部デザインに拒絶理由がある場合には、その一部についてのみ、拒絶決定を行うこととする。

3)職権補正制度の導入(案第 66 条)

審査官がデザイン登録決定を行うとき、デザイン登録出願書に明白な誤記があった場合には、デザイン登録出願人に補正要求書を発送せず、職権で補正できることとする。

4)手数料の払戻の対象を拡大(案第 87 条)

デザイン登録出願後 1 カ月以内にその出願を取消・放棄した場合、デザイン登録出願料だけを払戻ししていた従来の制度を見直し、デザイン登録出願の優先権主張申請料も払戻しする。

ハ.「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」に伴う国際出願、及び国際デザイン登録出願手続きの導入(案第 9 条)

1)大韓民国の国民、または大韓民国に住所を置く者などが韓国特許庁を経て国際事務局に国際出願を行う時、国際出願書に記載すべき事項や、送達料の支払いなど、国際出願に必要な手続きを定める。

2) 国際デザイン登録出願人が大韓民国においてデザイン登録を受けるため、大韓民国を指定国として国際出願を行おうとする場合には、この法律に基づいた審査手続きに従わせるが、産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定と相反する条項については特例を規定する。

関係機関の動き

2-1 アイデアの具体化は知的財産情報検索から

韓国特許庁(2013. 5. 16)

韓国特許庁は、創造経済時代にアイデアを具体化するために利用される無料の知的財

産情報検索サービス(KIPRIS、www.kipris.ro.kr)の検索累積件数が5月19日発明の日を前に2億件を突破したと発表した。

KIPRISの累積検索件数は、2000年から2012年まで約1億8200万件となり、2013年には、1日平均約12万件を上回った。月平均約340万件以上が検索され、2億件を突破した。KIPRISを利用した知的財産情報の検索は、アイデアの重複が確認でき、それを通じて強い特許が獲得され、権利獲得までの時間を短縮、コストの削減などに貢献している。

これまで、KIPRISは、無料の知的財産情報検索サービスとしての使命感を持ち、持続的にユーザー配慮型サービスを提供してきた。代表的なサービスとしては、299の機関と企業が利用している「訪問型特許検索サービス」、ユーザーが関心のある特許情報を知らせる「お気に入り特許サービス」がある。その他にも、初心者・専門家の水準に合わせた検索サービス、海外特許情報のアプローチを容易にするための日韓・英韓・韓英機械翻訳サービスも提供している。

また、KIPRISは、最近、韓国情報化振興院からウェブアプローチに関する品質マークを取得し、障害者や高齢者もウェブサイト全ての情報を利用できる環境を提供しているほか、優秀な個人情報保護サイトにも選ばれた。

また、KIPRISは、2013年安全行政部が支援する「国民が共感できるコンテンツ制作課題の公募」に選定され、アニメーションの広報コンテンツを制作する予定であり、韓国政府ポータル(www.korea.go.kr)と韓国特許庁ホームページ、ユーチューブ、SNS、発明関連教育との連携を通じてKIPRISの認知度をさらに高めていく計画だ。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「創造経済時代に向け、KIPRISがアイデアの具体化と強い特許の獲得、創業と企業育成にまで貢献できるよう、サービスを拡大していく計画だ」と説明した。

2-2 ソウル市 一人企業の特許出願に最大700万ウォン支援

デジタルタイムズ(2013.5.20)

ソウル市が個人事業主を含めた中小企業の韓国国内出願に最大100万ウォン、海外特許出願に700万ウォンを支援する。また、知的財産創出に向けたコンサルタントも行うという。

ソウル市は、優秀な特許を保有している中小企業31社を「特許スター企業」として選定し、先行技術調査や特許マップの作成などに3年間、計2億ウォンを支援するという内容を盛り込んだ「知的財産都市ソウルを実現するための総合計画」を20日に発表した。

また、優秀特許の商品化のために必要なモデル品制作作業に要される研究開発資金も年2億ウォン範囲内で支援することを決めた。

2014年まで、「知的財産ハブポータルサイト」を立ち上げるほか、ソンス洞の手作り

靴専門エリアや東大門など、知的財産に脆弱な企業が密集している地域を対象に「訪れるコンサルタント」を運営する。

2-3 韓国特許庁長 知的財産コンサートを開催

韓国特許庁(2013. 5. 21)

韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長がジーンズをはき、知的財産に興味のある若者と話し合いをする場を設けた。

キム庁長は、5月21日、ソウルで開かれた知的財産トークコンサート「ブルジーン(青少年が見た知的財産)」に参加し、「創造経済と知的財産」をテーマに講演を行い、参加者と質疑応答の時間を持った。

「ブルジーン」は、韓国特許庁のトークコンサートのブランドで、「青年が見る知的財産」の韓国語の頭文字を取ってつけた名前だ。

この日のコンサートは、1部と2部に分けられた。

1部講演では、▲キム・ヨンミン庁長の「創造経済と知的財産」、▲ヨズマグループのイ・ウォンジェ韓国支社長の「イスラエルのベンチャ起業ブームを巻き起こしたフツパ(Hutzpa)精神」、▲(株)テルテンのイ・ヨン代表の「知的財産で底堅い起業家になろう」をテーマに講演が行われた。

キム庁長は、この日の講演で知的財産に基づいた創造経済の好循環の実現について説明した。

イ・ウォンジェ代表は、イスラエルにベンチャ起業ブームを巻き起こしたフツパ(Hutzpa)精神、イスラエル人の根性と文化、ヨズマグループの中核的要素となっている「ヨズマファンド」などを紹介する。

モバイルセキュリティ分野の女性最高経営責任者のイ・ヨン代表は、起業家の先輩として、本人の知的財産経験を後輩と共有する。

特に、この日のコンサートでは、韓国特許庁所属のロックバンド「Pleiades」が演奏を披露し、関心を引き起こした。庁の職員で構成された「Pleiades」は、2011年5月に結成し、ボランティアコンサートやコンテスト参加など、様々な活動を行っている。

2部では、4人4色の知的財産トークの場が設けられた。3人の後援者とペ・ソンリョル弁理士(特許事務所・チョンアン)が「知的財産メント」になって知的財産と創造経済に関する質問に応えた。

2-4 韓国特許庁 顧客サービス総合推進計画を確立

韓国特許庁(2013. 5. 23)

韓国特許庁は、創造経済の活性化と国民の利便性を高めるため、顧客サービス総合推進計画を確定した。

特許行政サービスについて提起されたこれまでの請願を顧客別・権利別にまとめた結

果に基づき、具体的な診断を行い、3カ月をかけて各部署別に国民のニーズを反映したサービス改善課題を選定した。その課題は、企業の知財権担当者・弁理士・特許情報専門家などの外部有識者が参加する請願制度見直し協議会上程して最終的に確定した。

主な内容は、知的財産の迅速な権利化に向け、審査処理期間を2015年までに持続的に短縮しながらも、オーダーメイド型新技術教育、審査パート長の品質管理の役割強化、国際的な審査協調の強化など、様々な施策を確立し、アイデアを持っている社会的弱者(国民基礎生活支援の受給者、登録障害者、小企業など)のため、専門技術分野別に弁理士3人の協議体を構成し、質の高い特許を登録できるように支援することで、従来のデザイン・ブランド中心だった知的財産ボランティア事業を特許分野にまで拡大して総合的な支援ができるシステムを構築した。また、サービスを主な接線別に分け、テーマ別・水準別のコミュニケーションを強化し、顧客の請願や政策見直しの要求に対応し、オーダーメイド型政策開発を推進する計画だ。

また、需要者の立場から、問題の発生を根本的に予防する特許顧客の苦情解決案も含まれている。

具体的には、権利者が特許庁に提出した中小企業証明書類・障害者証明書類などの17種の照明書類について、別途の追加提出が要らないようにして申請書類を簡素化する一方、特許権者が適時に案内を受けられず権利が消滅されてしまうなどの問題があったため、行政機関の間で散在している住所情報の管理システムを導入して権利者の立場で便利に住所が変更できるよう、個人の住所情報を管理する安全行政部と連携し、引越などによって特許権者の住所情報が変更されれば、特許庁の関連住所情報を自動的に変更するサービスを導入する計画だ。

これからも韓国特許庁は、国民が肌で感じられる改善を実現し、現場における国民とのコミュニケーションを強化する一方、各政府部署と積極的に協力し、国民の声が特許行政にそのまま反映できるよう取り組んでいく構えだ。

2-5 韓国特許庁 2012年度知識財産白書を発刊

韓国特許庁(2013. 5. 27)

韓国特許庁は、2012年度における知的財産政策の現状と主な成果のまとめから、今後の知的財産政策の推進方向を盛り込んだ「2012年度知識財産白書」を発刊した。

2012年には、創造経済の根幹となる競争力のある知的財産権を創出・活用して保護を強化するなど、知的財産政策を充実化した結果、特許・商標などの産業財産権の出願とPCT国際出願は、2011年に比べそれぞれ6.8%(371,116件)、13.4%(11,846件)増加した。また、世界で最も速い特許審査サービス期間(年平均14.8か月)を提供したほか、審査の品質も国際的な水準だと評価され、審査サービスの輸出増加などの意味深い成果を上げた。

キム・ヨンミン特許庁長は、「知的財産行政の現状と成果の詳細な内容を盛り込んだこ

の白書を通じ、創造経済時代においてその重要性がさらに強調されている知的財産に関する国民の理解と関心が高まり、知的財産制作についてのコンセンサスが広がることを希望する」と述べた。

今回の白書は、▲知的財産政策の概観、▲世界最高の知的財産サービス体制の構築、▲優秀な知的財産の創出・活用促進、▲知的財産優先の社会へのシフト、▲出願、審査・審判、登録分野の動向など、計 5 セクションに分けられている。

「2012 年度知識財産白書」は、中央の行政機関から地方自治体、全国の大学、図書館、メディアに配布され、知的財産政策の在り方と成果を理解するうえで有意義な資料として活用されると見込まれている。

2-6 特許を通じて中小企業を支援

韓国特許庁(2013. 5. 27)

最近、特許管理会社や海外企業の特許攻撃が韓国企業に集中しているなか、特許紛争の対象が大手企業から中小・中堅企業にまで拡大している。

しかし、中小・中堅企業の大半は、知的財産のインフラなどが整っておらず、巨額の訴訟費用やロイヤルティを支払うか、海外市場の進出を諦めるなどの経済的な被害を受けている。

そのため、韓国特許庁は、こうした事態を回避し、中小・中堅企業のコア・独自特許の先取り取得を支援するため、企業の R&D 現場に合わせた特許戦略を提示する「民間知財-R&D 戦略支援事業」を推進している。

この事業は、参加企業が研究開発を行う前から特許戦略をきちんと確立し、R&D の重複投資や特許紛争による競争力弱化などを防止し、強い特許創出を支援して安定的な企業経営と収益の創出が可能になるように支援する事業だ。

今年度は、計 110 億ウォンの事業費を編成し、約 160 社の中小・中堅企業を対象にコンサルティングを実施する計画だ。

選定された企業には、特許戦略専門家(PM)から、大手企業・研究機関で R&D と知財戦略・管理を 15 年以上行った専門家(工学博士、弁理士など)、特許分析専門機関などで構成された戦略支援チームを外向かせ、最長 5 ヶ月間知財-R&D 戦略の確立を支援する。具体的には、▲企業の現状、事業環境、知財権動向の診断と分析、▲分析の結果に基づいたポートフォリオの設計、▲R&D 段階別のコア・独自特許など、企業が必要とする知財権獲得業務を支援する。

2009 年から始まった本事業は、2012 年末まで、約 500 社の中小・中堅企業を支援し、特許生産性を高めると同時に、R&D の期間と予算の削減、売上高の増加、技術移転などの成果を上げるのに大きく貢献し、参加企業から高い評価を得ている。

韓国特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は、「創造経済時代には、クリエイティブなアイデアと、それを保護する強力な知財権が企業成長のカギとなる。これ

からも、韓国企業が強い特許ポートフォリオを構築してグローバル企業として成長できるよう、支援を拡大していく計画だ」と説明した。

2-7 2017年まで知財専門企業 200社を育成

韓国特許庁(2013.5.28)

韓国特許庁は、知的財産サービス業の長期的な成長基盤を固めるための支援対策「知財サービス 2017」を確定し、2017年にまで知財サービス専門企業 200社を育成、育成ファンド 250億ウォンを調達すると発表した。

知財サービス業とは、知財の創出・保護・活用など、知的財産活動を支援する専門業として、知財の調査・分析、システム、翻訳、知財評価・取引、コンサルタント、金融、情報などの分野を含めている。最近、知的財産の重要性が強調され、この分野への感心は高まっているが、これまでは、知的財産活動一つ一つをきめ細かくケアする基盤産業としての知財サービス業の認知度が低かったといえる。

韓国特許庁は、創造経済の実現-を支援する知財サービス業を育成するため、次のような多方面からの政策を展開していく計画だ。2017年までに専門人材の育成、ファンドの発売など、知財サービス業の活性化に向けたインフラ強化を優先的事業として推進する。

□ 2017年まで 250億ウォン規模の知財サービス育成ファンドを発売

「知財サービス育成ファンド」を 2013年に 50億ウォン規模で発売することをはじめとし、2017年まで 250億ウォンを発売する。

韓国特許庁は、ファンド・オブ・ファンズの追加出資か、回収金を財源として知財サービス会社に対する投資目的の「知財サービス育成ファンド」を発売する。また、知財サービス会社に資金投資が行われるよう、韓国ベンチャ投資と協力してベンチャキャピタルを対象に企業説明会を開催させる予定だ。

□2017年まで知財サービス専門企業 200社を育成

韓国特許庁は、知財の調査・分析、翻訳、コンサルタント、情報提供など、知財サービスを専門的に行う企業を、今後 2017年にまで 200社育成する。2012年、約 100社の知財専門企業を 2017年までに 2倍に増やす計画だ。

専門企業の育成に向け、従来の法律事務所、大学、公的機関などの知財機関を対象に、その下部組織に属していた知財サービス組織を独立した企業として専門化できるよう誘導する計画だ。これは、知財活動の補足業務として認識されていた知財サービスの専門性を強調し、専門企業間の競争を促して競争力のある知財サービス市場を構築するための取組みだ。そのため、知財専門企業を対象に人材の教育支援など、様々なインセンティブを与える方針だ。

□知財サービス専門人材の要請に向けた採用支援、及び民間の資格検定制度を導入

知財サービス会社の雇用創出を支援するため、「知財サービス採用支援事業」を拡大し、専門人材の育成に向けた「民間の資格検定制度」を導入する。

知財サービス会社の採用を直接支援するため、採用の需要に基づき、未就業大学生を募集して知財サービス業全般に関する教育を行った後、採用と連携する「知財サービス採用支援事業」を拡大実施する。2012年には56人を教育、42人が採用され、2013年から採用支援者数を100人に拡大し、2014年から2017年まで、累積1000人の教育生の輩出・採用を支援する計画だ。

また、知財サービス分野の従事者が産業界で専門人材として認められるよう、人材の客観的な能力指標となる知財サービス分野の「民間の資格検定制度」を2013年に導入する。

この試験は、知財の調査・分析、知財翻訳業務についての職務分析に基づき、理論と実務を深層的にテストして専門資格者を検定するのが目的だ。こうした専門人材の育成に向け、知財サービス全分野にわたる専門的なカリキュラムを運営する計画であり、特に、海外市場の規模が大きく、進出の可能性が高い知財翻訳分野の競争力強化に向けて「知財翻訳アカデミー」を2014年から導入・運営する予定だ。

韓国特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は、「これまで、知財サービス業に対する社会的な認識が低かったこともあるが、政府の政策的支援もその重要性に比べ十分ではなかったと言わざるを得ない。これからは、韓国特許庁が知財専門機関として知財サービス業の成長をサポートし、そのために知識財産委員会などの関係機関とも積極的に協力していく考えだ」と述べた。

2-8 ビジネス・インキュベータを特許で支援する

韓国特許庁(2013. 5. 28)

韓国特許庁は、5月27日、韓国創業保育協会(KOBIA-Korea Business Incubation Association)と了解覚書を締結し、知的財産を通じた創業支援に積極的に乗り出す。

同協会は、全国276の創業保育センター(BI・ビジネス・インキュベータ)の協力枠組みとして、ビジネス・インキュベータ間の交流、協力、教育、情報共有、政策開発などを行う。

ビジネス・インキュベータの仕事は、施設・設備、金融・法律・マーケティング諮問など、創業に必要な様々なインフラを提供し、創業初期段階にある企業の成長を支援することだ。

現在、全国の大学などで開設されているビジネス・インキュベーションに5,123社の企業が参加しており、参加企業からは1兆6,600億ウォンの売上高、1万2千人の雇用創出効果が創出された(2012年ベース)。

売上高50億ウォン以上に成長した企業も42社にのぼるなど、目に見える成果をあげており、ビジネス・インキュベータは、創業の代表的な揺りかごとして評価されている。

今回の了解覚書の締結により、参加企業の知的財産権創出がさらに積極的になり、知的財産分野の支援能力が強化されると期待している。

統計的には、参加企業がインキュベーション期間(3年間)中、企業1社当たり平均0.9件を出願し、0.5件を登録していると把握されている。

参加企業は、新たなアイデアに基づいて創業するケースが多く、知的財産創出の面において大きな潜在力を持っている。参加企業の知的財産創出の努力と、それをけん引する支援政策をさらに強化しなければならない理由だ。

今回の了解覚書を通じて両機関は、△参加企業を対象とした知的財産教育、△ビジネス・インキュベータ運営者を対象に知的財産能力を強化、△韓国特許庁の専門人材を活用した知的財産、及び技術諮問などの協力事業を展開する。

具体的には、△ビジネス・インキュベータマネージャを対象とした知的財産権教育プログラムの開発と運営、△参加企業に知的財産権教育の機会を提供、△各分野別に知的財産諮問委員会を構成・運営、△協会が主管する様々な行事に知的財産関連部分を支援、△韓国特許庁の中小企業支援策を参加企業に積極的に適用することなどだ。

今回の了解覚書を推進する過程で、韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「了解覚書の締結によるバックアップ事業を推進する過程において、韓国特許庁の力を総動員して協力する考えだ」と述べた。

韓国特許庁特許庁は、運営している知的財産支援策、教育プログラム、韓国特許庁の各技術分野専門家の能力を借りて今回の協力事業を展開する予定だ。

韓国特許庁の担当者は、「特許庁内の支援能力を集中させることで、さらに充実した支援が可能となるだろう」と期待を示した。

韓国特許庁の関係者は、「まだ初期段階のアイデアを発掘し、知的財産の創出につながられるような支援の土台が設けられたことで、参加企業が事業を展開するうえで大きな力となるだろう」とその意義を述べた。

韓国特許庁は、これからも様々な業種の団体や企業と協力ネットワークを拡大し、知的財産環境を構築して創造経済の実現に取り組んでいく計画だ。

2-9 第4回「R&D知財協議会」総会を開催

韓国特許庁(2013.5.29)

韓国特許庁と未来創造科学部は、大学・公的研究の知的財産事業化担当組織間の協力枠組み「R&D知財協議会」の総会を開催する。第4回目となる今回の総会では、「知的財産事業化の成果拡大に貢献した団体や個人への賞与」を通じて特許技術移転事業化を鼓舞する。また、知的財産を移転された企業の成長に向けた産業界の投資資本誘致の機会を提供するほか、韓国知的財産事業化主体のコミュニケーションの場も設けられた。

今回の総会において「知的財産事業化の成果拡大機関、及びその貢献者」は、韓国特許庁と未来創造科学部が共同で支援する「公共機関の保有技術を共同で活用する支援事業」で優秀な成果をあげたため受賞された。

この事業は、R&D知財協議会の加盟機関などの韓国の大学や公的研究機関が共同で、

個別機関が保有している技術を製品単位に特許ポートフォリオを構築して産業界と連携(ライセンス、バックアップ研究)させることで、知的財産基盤の事業化環境を構築することを目的とする。

標準特許の技術移転は、最近急増している海外企業との特許係争を回避できる特許技術プールを企業に移転したということで大きな意味を持つ。

また、韓国の大学と公的研究機関から技術に移転した企業の成長に必要な投資資本を誘致するための「知的財産投資説明会」も開かれる。

今回は、特に、創造経済を実現するための知的財産勤番の有望な中小企業の成長資本誘致支援だけでなく、弱視者や視覚障害者のための「点字ラベル機」を生産するメーカーにも投資誘致を支援して「国民が幸せとなる技術」を実現する。

韓国特許庁は、こうした知的財産投資説明会を通じ、2011年から計44の大学と公的研究機関の特許技術に移転した有望な中小企業について、投資資本の誘致を支援し、そのうち5社が47億ウォンの投資資本の誘致に成功した。

また、今回の総会を通じて、大学と公的研究機関の知的財産に基づき、自ら事業化を実現する「知財起業家ファンド」発売についても議論する。

これは、韓国特許庁のファンド・オブ・ファンズと、R&D知財協議会の会員機関が出資し、R&D知財協議会の加盟機関の保有している知的財産を基盤とした新企業の立ち上げを支援するファンドだ。

これは、米国のスタンフォード大学がグーグル、サンマイクロシステムなど、約1,100社のグローバル企業のインキュベータの役割を果たしたように、韓国の大学と公的研究機関がグローバル市場で勝ち残るための新たな挑戦だといえる。

韓国特許庁のイ・ジュンソク次長は、「創造経済をけん引する主なエンジンとして、韓国の大学・研究機関の知的財産事業化における競争力をより強化させる必要がある。持続的に収益資産化できるよう、有望な技術を発掘し、産業界移転の支援のみならず、大学と研究機関が新たなビジネスモデルを構築して新成長エンジンを模索するよう、支援を一層強化していく計画だ」と述べた。

2-10 日中韓 知的財産情報サービスで協力

デジタルタイムズ(2013.5.29)

韓国と日本、中国の3ヵ国が知的財産サービス分野における協力枠組みをスタートさせる。

韓国特許庁傘下の知的財産情報サービス専門機関である韓国特許情報院は、最近、中国特許庁傘下の知識産権出版社(IPPH)、日本特許庁傘下の日本特許情報機関とそれぞれ業務協力に関する了解覚書きを交わしたと29日に発表した。

中国知識産権出版社は、特許関連の統合情報を普及するサービス専門機関で、日本特許情報機関は、特許情報を総合的に収集・処理・化工して提供する非営利特許情報機関

だ。

韓国特許情報院は、両機関と△知的財産分野のノウハウ交換、△相互期間の製品、及びサービス拡大、△相互特許情報のコンファレンスや行事への参加、△定期的な見学訪問、及び相互人材版權などを推進する。

韓国特許情報院ピョ・ジェホ院長は、「両機関との覚書の交換を通じて中国と日本の知的財産情報サービス市場に、新規事業創出とその拡大のよいチャンスになると期待している」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

2-1-1 韓国特許庁 韓国製薬協会と了解覚書を締結

韓国特許庁(2013. 5. 30)

韓国特許庁と韓国製薬協会は、2013年5月29日、韓国製薬協会ビルにて了解覚書締結式を開催し、製薬業界の知的財産権の強化、及び韓国製薬産業の発展に向けて共同協力を主な内容とする包括的なMOUを締結した。

両機関は、了解覚書を交換し韓国特許庁と製薬企業間の知的財産権分野における協力の強化、医薬品関連の知的財産権紛争情報の交流、製薬産業の最新技術情報の交流などに相互積極的に協力することで合意した。

韓国特許庁は、これまで、特許権存続期間延長制度の見直し、韓国製薬会社の特許紛争対応策確立に向け、新薬をめぐる国内外の特許紛争資料の分析・提供、米韓FTAで導入された医薬品の許可-特許の連携制度と関連した食薬庁との協力など、韓国製薬企業の発展を支援するための取組みを続けてきた。

化学生命工学審査局のホン・ジョンピョ局長は、「特許政策協議会の発足に続く今回の了解覚書の締結により、韓国特許庁と韓国製薬業界を通じた韓国製薬企業との実質的な協力がさらに強化されると期待しており、相互の了解覚書を誠実に移行し、韓国製薬企業の特許権強化、及び知的財産基盤の想像経済の実現を通じた製薬産業の発展に、実質的かつ具体的な支援になれるよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

韓国製薬協会は、韓国207社の製薬会社が加入している韓国最大の製薬企業の連合会であり、韓国特許庁と韓国製薬業界は、昨年11月28日、知財権中心の製薬企業の発展策を議論するため、製薬企業の最高経営責任者、研究所長などが参加する懇談会を開き、韓国特許庁と製薬企業が参加する特許制作協議会を運営することで合意した。

韓国特許庁と韓国製薬協会のMOU締結が韓国製薬企業の厳しい状況を克服し、知的財産基盤の想像経済の実現を通じて、製薬先進国入りを果たすうえで礎になることを期待している。

2-1-2 弁理士法 52年ぶりに全面改正

韓国特許庁(2013. 5. 30)

韓国特許庁は、新たな知的財産時代を迎え、知的財産権の最高専門家である弁理士の専門性と公共性を強化するため、制定以来 52 年ぶりに弁理士法を全面改正すると発表した。

弁理士法は、1961 年制定された以来、8 回の改正が行われたが、その都度に必要な一部改正であったため、全体的な統一性に欠けており、内容も知的財産専門家である弁理士の役割を盛り込むには不十分であった。

そのため、韓国特許庁は、昨年 10 月、学界・産業界・法曹界・弁理士界などの専門家で「弁理士制度改善委員会」を構成し、6 ヶ月間の議論を経て「弁理士法全部改正案」を確立した。

今回の全部改正案には、グローバル特許合戦の激化、法律市場の開放など、急変する時代の動きに対応し、弁理士の専門性と公共性を強化するため弁理士の資格・登録制度を見直す。具体的には、弁理士試験制度の改変、弁理士業務領域の明確化、権利・義務強化など、弁理士制度全体を見直す案が盛り込まれている。

特に、弁理士試験を通じて輩出される弁理士が大学で基礎知識を十分につけず、「試験科目以外の専攻分野の専門性が乏しい」と企業からの不満の声が高まっている現状を反映し、試験応募資格を理系大学の卒業生、または理系科目の一定点数以上の履修者に制限することを決めた。ただし、応募資格が強化されたため、1 次試験で受験者に大きな負担となっていた「自然科学概論」は廃止される。また、試験の一部免除制度を拡大し、実務経験が豊富な企業の専門人材や理系の高級人材の資格取得のチャンスを広げた。

一方、各技術分野別に高度化・専門化されている現状を踏まえ、弁護士の弁理士資格の自動付与制度に対する市場の見直し要求を反映し、弁護士の弁理士資格の自動付与制度を廃止する。その代わりに、知的財産に関する専門的な能力の評価、及び検収の履修を通じて弁理士資格を与える予定だ。

イ・ジュンソク特許庁次長は、「知的財産サービスの需要者である国民に実質的に役に立つためには、弁理士制度の大きな見直しが必要だった。今回の全面改正を通じて、知的財産時代に見合う弁理士の役割が確立されることを期待する」とコメントした。

韓国特許庁は、弁理士法全部改正の案が設けられたことにもない、利害関係者の意見を聴取するため、5 月 31 日、午後 10 時、ソウルで公聴会を開き、弁理士制度の先進化策を議論する。

今回の公聴会で議論される意見に基づき、政府案を確定した後、関係部署との意見照会、立法予告などの手続きを経て来年の上半期に国会で最終的な改正案を提出する計画だ。

2-13 半導体産業の第 2 の飛躍 中小の知財権経営支援

韓国特許庁(2013. 5. 31)

韓国特許庁は、30 日、ソウルで「半導体業界の中小・中堅企業の最高経営責任者との

朝食懇談会」を開催した。

今回の懇談会では、中小・中堅企業の知財権競争力の強化を支援するため、業界の意見を聴取し、さらに半導体産業の第2の飛躍を実現に向けた知財権中心の環境構築策を議論するために設けられた。

韓国特許庁長と韓国半導体産業協会の副会長、半導体中小・中堅企業10社の最高経営責任者が出席したこの場には、各機関の実務者など、約20人が参加した。

半導体は、2012年ベースで韓国輸出の9.2%を占め、主力産業としての役割を果たしている。国内企業の海外進出増加につれ、特許管理会社などの外国企業との知財権紛争も増えている。大手企業は、知的財産専門組織を保有するほか、特許障壁の構築などの独自対抗策を講じているが、中小企業は、人材とコストの負担により、対応力が不足しているのが現実だ。

そのため、韓国特許庁は、国内企業の知財権紛争の対抗力を強化するため、4月24日、「業種別の団体間知財権紛争対抗協力枠組み」を構築して運営中にある。今回の懇談会は、この協力枠組み構築のバックアップとして、韓国半導体産業協会とともに、業界の紛争対抗力の支援をはじめ、総合的な知財権強化策を議論するために設けられた。

現場からは、「パテント・トロール」と呼ばれる特許管理会社との特許訴訟を政府が支援すべきだという意見が多数だった。キム・ヨンミン特許庁長は、「企業は、特許管理会社に対するモニタリングの強化、特許ポートフォリオの構築などの取り組みが必須だ」と強調し、「韓国特許庁としては、関連同行の報告書の発刊、コンサルタント、訴訟保険、海外IP-DESKの運営などを通じて中堅・中小企業を支援していく考えだ」と説明した。

そのほかにも、知的財産専門家の育成、知財権中心のR&D事業の効率性の向上、中堅・中小企業の特許維持費減免など、様々な要請が続いた。韓国特許庁の関係者は、これを政策に反映し中小・中堅企業の知財権競争力を強化するための具体的な取組みを設けるうえで利用する計画だと答えた。

キム特許庁長は、「創造経済時代を向かえ、半導体の中小・中堅企業の知財権競争力の強化が第2の飛躍のきっかけになるだろう」と知財権経営の重要性を強調し、「これからも韓国特許庁は、企業の知財権競争力の強化に向け、現場の声にさらに耳を傾けたい」と述べた。

<添付>2000年以降、半導体分野における韓国企業の国際的な特許紛争の動向

○特許紛争の現状

- 2000年では、国際特許紛争が1件にすぎなかったが、半導体素子や設備関連の紛争増加の影響により、2005年には10件に増加

<2000年代における半導体分野の国際特許紛争の発生件数>

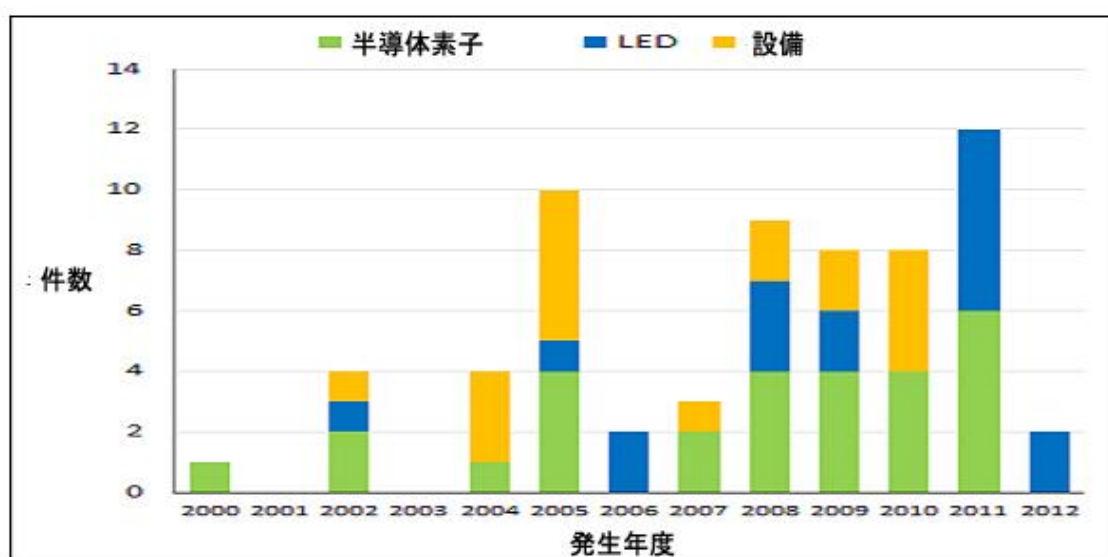
発生年度	LSI	LED	設備	合計
------	-----	-----	----	----

2000	1	0	0	1
2001	0	0	0	0
2002	2	1	1	4
2003	0	0	0	0
2004	1	0	3	4
2005	4	1	5	10
2006	0	2	0	2
2007	2	0	1	3
2008	4	3	2	9
2009	4	2	2	8
2010	4	0	4	8
2011	6	6	0	12
2012	0	2	0	2
合計	28	17	18	63

- 2008 年以降、毎年 10 件前後、海外企業との特許紛争が発生しており、中小・中堅企業の割合が高い LED や設備分野の増加が著しい。

- 2011 年には、特に LED 関連の紛争が急増したが、これは LED 照明と LCD テレビのバックライト市場の競争が激化したためだと分析される。

<2000 年代における半導体分野の国際特許紛争の動向>



＜添付＞2013年現在、半導体の中小・中堅メーカーにおける知的財産権専門組織の保有状況

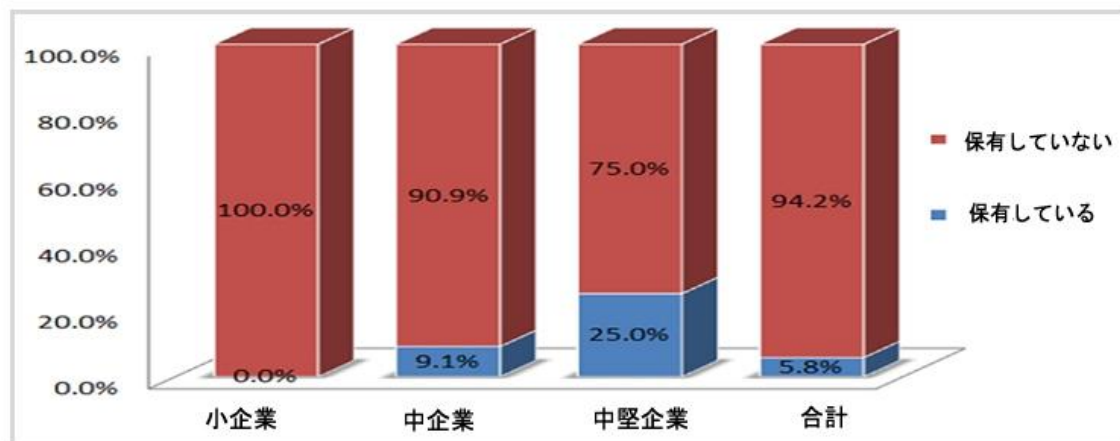
○(調査の対象) 韓国半導体産業協会の加盟社のうち、設計や半導体設備分野の中堅・中小企業 156社(大手企業は対象外)

○(知財権専門組織)対象となったメーカーの大半は、知的財産権専門組織を保有していないことが分かった。

- 中小企業の場合、企業の中に知的財産権専門組織を置くよりは、弁理士事務所などに外注する形をとっている。

＜韓国半導体メーカーの知的財産権専門組織保有の状況＞

区分		保有(%)	保有していない (企業数)	合計
小企業	設計	0 (0%)	51	51
	設備	0 (0%)	20	20
	合計	0 (0%)	71	71
中企業	設計	1 (5.9%)	16	17
	設備	6 (10.0%)	54	60
	合計	7 (9.1%)	70	77
中堅企業	設計	0 (0%)	1	1
	設備	2 (28.6%)	5	7
	合計	2 (25.0%)	6	8
合計	設計	1 (1.4%)	68	69
	設備	8 (9.2%)	79	87
	合計	9 (5.8%)	147	156



模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン 米特許合買取専門企業を設立

デジタルタイムズ(2013. 5. 23)

サムスンが3月、米国のワシントンで特許買い取りを専門とする「インテリクチュアル・キーストン・テクノロジー(Intellectual Keystone Technology、IKT)」を設立したことが分かった。アップルなどとの特許競争において対抗力を高め、特許管理会社の特許攻撃に対する対応力を高める特許経営強化がその目的だ。

23日、サムスンディスプレイと金融監督院電子告示システムなどによると、サムスンディスプレイは、計2500万ドル(約277億500万ウォン)を投資、持ち分100%の子会社としてIKT(Intellectual Keystone Technology)を米国ワシントンDCに設立したという。

サムスンディスプレイは、サムスン電子の完全子会社として、特許技術を発掘し、その価値を算定して購入を行う目的で設立した。IKTは、設立直後の先月、日本のセイコーエプソンが保有していた特許のなかで、電気モジュールプロセス関連の特許を買収するなど、早くからコア技術特許の確保に本腰を入れている。セイコーエプソンは、プリンターやイメージング関連設備を製造するメーカーで、LCDやOLEDなどに関しても高い技術力を確保している。

今回の買収により、サムスンディスプレイは、特許の発掘からさらに一步踏み出し、特許攻撃の防御における競争力を確保できるようになった。特許買収専門企業を設立し、特許の確保に乗り出したのは、2011年6月から始まったアップルとの特許訴訟など、IT企業との特許係争で勝訴を勝ち取るための取り組みだ。また、製品や技術の開発は行わず、他人の特許を買収してそれを武器にIT企業を圧迫する「インテリクチュア・ベン

チャーズ(IV)」などのパテント・トロールに対抗できる力を増やす目的もあると分析されている。

一方、サムスンディスプレイの関係者は、「技術と特許の重要性がさらに高まっているなか、より優秀なコア技術特許を確保するため専門企業を設立した」と承知している。しかし、この取組みがグループレベルで行われたものかは分からない」とコメントした。

<イ・ホンソク記者>

3-2 「ニセモノ」はアウト！キャンペーン実施

韓国特許庁(2013. 5. 30)

一般人を対象に模倣品による深刻な被害のメッセージを送り、賢い消費と正品使用の重要性を強調するキャンペーンが開催された。

29日の午後2時から始まった「模倣品流通の根絶」キャンペーンには、約500人の消費者と流通会社の担当者が参加し、根絶に向けたキャンペーンの実践を約束した。

韓国特許庁が後援し、韓国知識財産保護協会と韓国消費生活研究院が共同で主宰した今回のイベントは、「ニセモノはアウト！正品はオッケー！」をテーマに、模倣品流通根絶キャンペーンの広報大使を務める女優パク・シンへの委嘱式、大学生サポーターズ宣布式、「ニセモノはアウト」のパフォーマンスを行った。

特に、公式イベントとともに行われた街頭キャンペーンと街頭署名は、模倣品の深刻な問題を分からない消費者にPRするきっかけとなった。また、正品と模倣品を比較する展示会と「模倣品を捕まえ」というテーマのイベントなどを通じて、消費者が正品使用の重要性を直接体験できるきっかけとなった。

今回のキャンペーンには、キム・ヨンミン特許庁長などが参加し、模倣品根絶に対する消費者の共感を求めた。

(※ジェトロ注：ジェトロソウル事務所もこのキャンペーンに協力し、日本企業の模倣品対策パンフレットの配布などを行いました。)

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 海外商標登録のネック TMclass で解消

韓国特許庁(2013. 5. 21)

韓国特許庁は、米国や日本、ドイツなど31カ国で認められている商品の名称と分類を韓国語で検索できる「TMclass システム」が2013年5月16日からサービス開始したと発表した。

商標(ブランド)を各国に出願し、権利として保護を受けたい場合、その商品と商品の

分類を正確に指定して出願しなければならないが、国ごとに名称と分類が異なり、海外商標出願のネックとなっていた。

そのため、TMclass を利用することで、各国の商品名称と分類の記載ミスを理由に拒絶される事例が大きく減少すると予想されている。

商品名称と商品分類の検索を各国言語で可能にするため OHIM が開発したウェブページ「TMclass」は、韓国、米国、日本など、世界 5 大商標大国(韓国・米国・OHIM・日本・中国)の協力枠組み TM5(Trademark5・商標五庁会合)が世界の商標出願人の利便性を向上させるために進めている様々な取り組みの一つだ。

このサイトは、世界 31 カ国から商品名称と商品分類 DB の提供を受け、各国の言語で世界の商品名称と商品分類を検索できる。例えば、「牛乳」を検索すると、米国やドイツなど、世界 31 カ国が認める牛乳関連の全商品の名称と商品分類の検索が可能だ。

韓国語バージョンも用意され(<http://tmclass.tmdn.org/ec2/>)、韓国語や諸言語で 31 カ国の商品名称と商品分類を簡単に検索できる。

韓国特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「今後、TM5 で協議を行い、全世界の商品検索をはじめ、商標検索も可能な TMview 事業が推進中にあり、今年 12 月 5～6 日に韓国で開催される TM5 年次会議では、ホスト国として出願人の利便性向上に向けた世界各国の商標制度調和に関する議論が本格的になされるだろう」と述べた。

4-2 2013 年 4 月 商標出願が大幅増加

韓国特許庁(2013. 5. 24)

最近、米国や欧州の景気回復への期待感を背景に、韓国の特許や商標などの産業財産権の出願が今年 4 月で 38,604 件と、前年比 19.8%も増加した。

※2013 年 1～4 月の産業財産権の出願が前年同期比(受付ベース)6.1%増加するなど、増加基調にあり、2013 年 4 月は、前年同期比 19.8%と大幅増加

*(2012 年 4 月累計)127,116 件→(2013 年 4 月累計)134,835 件(前年同期比 6.2%増加)

韓国特許庁によると、2013 年 4 月の特許出願が 17,081 件と、前年同月の 15,043 件に比べ 13.5%増加した一方、商標出願は、前年比 32%増加した 13,863 件、デザインは 6,647 件と 16.2%増加した。

区分(増減率)	2012 年			2013 年		
	第 1 四半期	4 月	累計	第 1 四半期	4 月	累計
特許	41,650 (11.0)	15,043 (9.6)	56,693 (10.7)	43,153 (3.6)	17,081 (13.5)	60,234 (6.2)

実用新案	2,633 (△3.3)	950 (△6.7)	3,583 (△4.2)	2,383 (△9.5)	1,013 (6.6)	3,396 (△5.2)
デザイン	15,291 (16.9)	5,719 (17.1)	21,010 (16.9)	16,360 (7.0)	6,647 (16.2)	23,007 (9.5)
商標	35,339 (28.3)	10,491 (△3.3)	45,830 (19.4)	34,335 (△2.8)	13,863 (32.0)	48,198 (5.2)
合計	94,913 (17.4)	32,203 (5.7)	127,116 (14.2)	96,231 (1.4)	38,604 (19.8)	134,835 (6.1)

特許出願の場合、大手企業や大学・公的研究機関による出願が増加している。特に大学・公的研究機関が14.6%と、その増加率が比較的高くなっているが、これは、研究開発事業を積極的に推進していることが背景として挙げられる。

10大特許多出願企業の中には、サムスン電子、LG電子、サムスンディスプレイ、韓国電子通信研究員(ETRI)、サムスン電機など、電機・電子分野が67.7%とその割合が最も高く、現代重工業、現代自動車などの機械・自動車分野が12.6%を占めている。

これは、サムスンとアップルの間で行われている知財権紛争を経験し、大手企業が経済的な厳しさの中でも、R&Dを持続的に推進した結果だと見られ、今後もR&D投資の増加に伴って出願も連動して動くと期待されている。



※知的財産の戦略的な利用の増加を背景に、韓国の代表的な NPE(Non-Practicing Entity)である Intellectual Discovery(株)の国内における活動が活発となり、同社の特許出願が大幅増加(2012年135件→2013年4月195件。)(「NPE」とは、製造活動を行わず、特許訴訟と管理のみを通じて収益を上げる企業や個人を意味する。)

特許出願と関連し、韓国開発研究院(KDI)の研究結果によると、特許出願の10%の増加は、3~5年にかけて経済成長率を1.1%引き上げる効果があり、今後、こうした出願の増加が続いた場合、韓国経済をけん引する役割を果たすと期待されている(KDI、2003年、知的財産が経済発展に与える影響)。

一方、2013年4月、国際特許(PCT)の出願も主に電機・電子・自動車分野で12.8%の増加率を示した。これは、韓国企業が国内出願とともに、国際出願を通じて海外市場を先取りする目的があると分析される。

アイデアと想像力が国と企業の競争力になる創造経済の時代に、研究開発投資(R&D)による特許出願の増加は、雇用と創業の機会を生み出すカギになるだろう。

商標出願の場合、2012年商標制度の見直し*に伴う一時的な出願減少による効果の一方、サービス業、化粧品・お菓子・衣類など、消費財出願の増加を理由に32%増加した。

*指定商品、または指定サービス業の数が1個類当たり20個を超えた場合、基本手数料(25,000ウォン)以外に指定商品1つ当たり2千ウォンの加算料を追加で支払う内容に商標法が改正(2012.4)

これと関連し、サービス業の創業などによるサービス分野の出願増加は、雇用窓口と製造業の中間材としての生産性の増大など、サービス業の役割を踏まえ、経済にプラスの影響を与えると見込まれる。(KDI、国の経済、2002.6、サービス業が韓国経済に与える影響)

出願別では、LG生活健康、アモーレ・ファシピック、ザ・フェースショップなど、健康や美容分野の増加率が高いが、これは、韓国社会の流行変化の推移を反映していると分析される。

韓国特許庁顧客協力局のイ・テグン局長は、「最近の米国、欧州の景気回復の影響とともに、今後、企業の研究開発投資にともなう特許、商標などの出願は、引き続き増加するだろう」という見通しを示した。

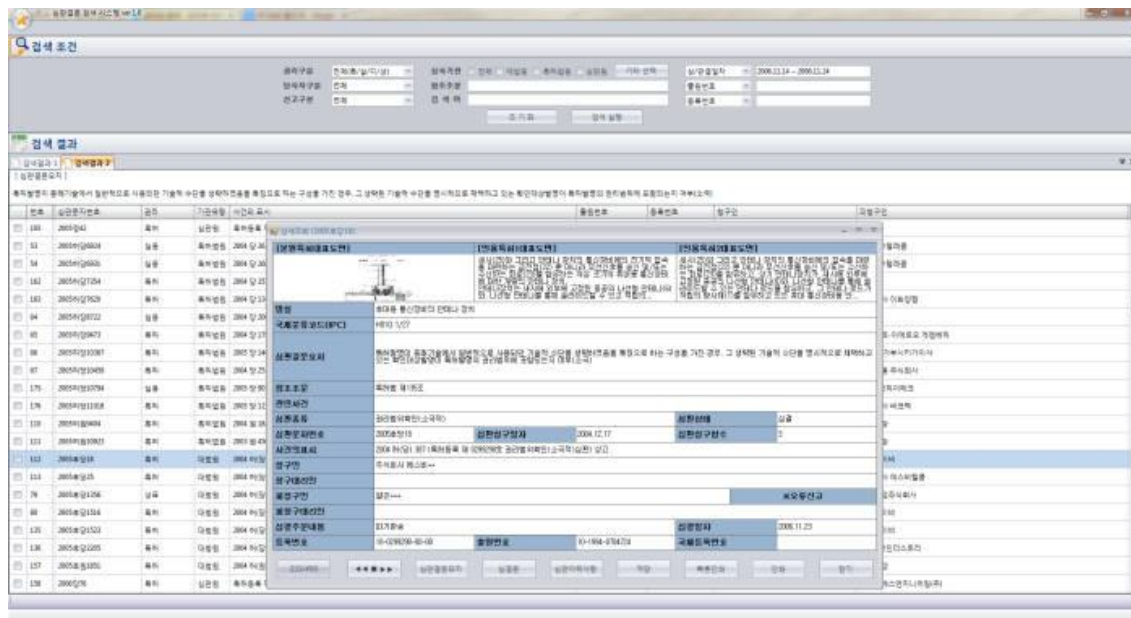
その他一般

5-1 マークプロ 知財判例DB構築完了

電子新聞(2013.5.20)

特許出願から紛争の発生、裁判所の判決までの特許情報が一目で把握できる知的財産データベースサービスをマークプロ社が開始する。弁護士・弁理士・企業の特許担当者に必要な情報を提供し、知財管理と紛争関連の業務を支援する。マークプロは、来月か

ら知財権関連の判決・審決文の DB ソリューションと企業向け知財管理プログラムを発売すると 20 日に発表した。弁理士や企業特許担当者などの知財専門家とタグを組み、2 年間の事前準備と 2 年間の政策機関を経てソリューションを構築した。



特許法院が発足して 15 年が過ぎた現在、特許紛争の判例も多く蓄積されている。特許関連の係争を処理する特許庁・特許審判員・特許法院・大法院の事件処理件数も 30 万件に及ぶ。これまで、弁護士・弁理士・企業の特許担当者は、知財権の判決・審決文の DB を求めてきたが、原本データ確保の問題などにより、業務支援に限界があった。

マークプロの DB は、特許の出願書から大法院の判決まで、関連資料が一つの画面で見られる。知財専門家が事件をタイプに分けて、必要な構成要素全てを検討できるように支援する。実務上の必要頻度と知財管理の特徴を踏まえ、インデックスシステムを導入したのが大きな特徴だ。商標の原本と特許図面など、権利の特徴を考慮した付加のデータを共に載せた。

判決・審決文の DB とともに発売される企業向け知財管理プログラムは、企業の特許担当者の業務効率性向上が期待される。これは、個人情報保護法を順守したソフトウェア(SW)として特許事務所のシステムと連動ができる。同社は、商標分野 DB の強みを活かして企業の商標業務支援を強化した。マークプロは、「これからは、著作権絡みの係争事例、ドメイン関連の紛争、外国裁判所の知財権判例までの情報を提供し、知財専門家の業務を支援する統合ソリューションを開発していきたい」と述べた。

〈クオン・ドンジュン記者〉

韓国特許庁(2013. 5. 22)

韓米 FTA の発効に伴い、多様化している食の信頼性を確保するほか、輸入農産品に対して生産性の最大化を図るため優良種を選別する農畜産物の非破壊選別技術の特許出願が増加している。

韓国特許庁によると、農畜産物の非破壊選別技術の特許出願は、2010 年 5 件、2011 年 1 件だったが、韓米 FTA が発行された 2012 年には 9 件に増加し、今年も 4 件が出願中にあるという。

関連出願を分析すると、日常生活で紫外線を利用した殺菌、遠赤外線を用いた痛みの治療として知られている可視光線、赤外線や紫外線などの光を利用した技術が主となっているが、果物の糖度、卵の品質と有精卵かどうかの判別、肉類の新鮮度・ランクの測定、果物・野菜に残っている農薬の検出も可能だ。これは、可視光線、赤外線・紫外線などに分類される特定スペクトラムの光を農畜産物に照らし、反射や透過の時の特定スペクトラムを分析する原理を用いた。

最近では、光だけでなく、CCD カメラなどの画像を利用した映像処理技術など、その種類が多様化している。特に、種の蛍光・発光の特徴を利用した秒分光映像処理を適用し、発芽力が優れた種を判別したり、レーザー光を利用したラマン分光法を適用してウイルスに感染した種を選別したりするなど、優良種の選別を通じて、農産物の生産性を増大させる様々な技術の出願が増えている。

出願された簡単に迅速な非破壊技術により、農畜産物に対する消費者の信頼を得ることで、消費者の満足が高まり、農産物の生産性が向上して韓国の農産物の対外競争力が強化すると期待されている。

5-3 SF 映画での技術が現実

韓国特許庁(2013. 5. 23)

1977 年に公開された映画「スターウォーズ」シリーズは、宇宙空間を背景とした SF 映画だ。映画に登場する技術の中で最も代表的なのがホログラム映像の保存・再生技術だが、当時の技術水準では、ただの想像にすぎなかった。

それから約 30 年が過ぎた今年の初め、韓国ガールズグループの少女時代は、コンサート映像をホログラムとして再生し、まるで現場でコンサートを見ているかのような臨場感あふれる映像を盛り込んだ「少女時代 V(virtual)コンサート」を発売した。韓国国立中央図書館では、現在「ホログラム、物と記憶を記録する展」において、ホログラムを利用したメディアアート展示会を行うなど、ホログラムは今、次世代 3D 映像技術として注目されている。

韓国特許庁によると、ホログラム特許は、1982 年から始まり、1990 年代後半から本格的に出願され、全体的には増加基調にあるという。

また、出願人別では、外国企業の出願が 356 件と全体の 43%を占め、韓国大手企業は 29%(239 件)、個人・中小企業 16%(128 件)、公的機関と研究所 12%(98 件)の順となった。

2001 年以降からは、「通信技術」と融合された技術の出願件数が徐々に増えるなど、他の技術との連携が活発に行われている。

韓国特許庁の関係者は、「ホログラム技術は、今後の通信技術などの他分野と融合すれば、様々な分野に拡大する可能性が大きい。特許出願の割合から見て、外国技術への依存が高まることが懸念されるが、国内企業と研究機関がホログラムへの投資と研究を拡大し、関連特許を十分に確保しなければならない」と関心を求めた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム